

未来につなぐ 相続登記

【民法第882条】

相続は、死亡によって開始する。
相続登記とは、土地・建物の相続による名義変更手続のことです。

不動産の相続登記をしていれば…

- ★不動産の権利関係が明確になる。
- ★相続した不動産をすぐに売却の手続をすることができる。
- ★相続した不動産を担保に入れて住宅ローンを組むことができる。
- ★道路拡幅工事などの公共事業での所有者調査が円滑に進む。
- ★土地の分割がすぐにできる。

不動産の相続登記をしていないと…

- 相続登記を放置しておくで、権利関係が複雑になる。
- 不動産をすぐに売却できない。
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない。
- 用地買収の話がもちあがったときに相続人間で争いが生じる。
- 空き家を欲しいという人が現れても所有者が分からない。
- 所有者と連絡がとれず森林が荒廃していく。
- 土地の分割ができない。
- 相続が開始したが建物の登記がされていない。

相続登記はお済みですか！？

不動産の権利関係を明確にし、トラブルの未然防止と次世代の子どもたちのために、早期の相続登記をお勧めします。

身近な暮らしの中の法律家
茨城司法書士会
029-225-0111

みんなで築こう 人権の世紀
水戸地方法務局
029-227-9922

ひと・とち・みらい・ハーモニー
茨城土地家屋調査士会
029-259-7400